

平成29年第2回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第2回岩手町農業委員会総会は、平成29年8月22日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
- (2) 議案第1号 利用状況調査結果に対する農地の判断について
- (3) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第4号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (6) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (7) 議案第6号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について
- (8) 議案第7号 岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 6番 福士 好子
- 7番 府金 秀一
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 3番 黒澤 金一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第2回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
本日の欠席通告者は、3番黒澤金一委員であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。1番佐々木夏子委員、2番乙茂内丈久委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件、議案7件の提出があります。お諮りします。報告1件、議案7件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案7件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号についてご説明いたします。農地法施行規則(転用の例外)該当届けは農業委員会総会の報告事項としております。そのため、報告するものです。

転用の例外とは 200 平方メートル未満の農家所有農地に農地保全、又は農地利用の増進を目的に農作業施設を建設する場合などは、届出のみで転用できるというものです。

番号1番、土地の所在は川口第28地割地内の畑2筆、合計面積783平方メートルの一部の65平方メートルに57平方メートルの農機具庫を建設しようとするものです。以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。質疑に入ります。皆さんの方から何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、報告第1号、農地法施行規則（転用の例外）

該当届けについて、を終わります。

議 長 次に議案第1号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号についてご説明いたします。利用状況調査結果に対する農地の判断についてご説明いたします。

平成29年7月25日に農地パトロールを行い、町内の全農地5,525ヘクタール、23,191筆の調査を行いました。

調査の結果、議案書5ページから6ページに記載の51筆が、調査担当した班に遊休農地として判定された農地でございます。

この農地所有者に対して、農地法第32条の規定による利用意向調査を行なうこととなります。

また、議案書7ページ記載の33筆の農地は、パトロールの際、調査担当した班が、非農地が妥当と判断した農地でございます。

農業委員会による非農地判断がなされた土地については、土地所有者に「農地法の適用外証明願」の提出を促すこととなります。

本議案は利用状況調査結果について承認を求めるものであります。

以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただ今議案第1号について、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さん資料をお見通しいただいて、何かご意見、質問がございましたら受けたいと思います。

9 番 幅 委 員 9番幅です。亡くなっている方もこの名簿に見受けられますが、亡くなっている方にはどのような方法で通知するのですか。

事 務 局 亡くなっている方に対しましては、推定相続人を探して、その方に通知します。亡くなっている方の農地ですが、亡くなってそのままだと非農地の証明願も提出することができないので、相続登記してから非農地の届出や、次の作業をしていただくという形になります。

議 長 あとございませんか。

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、原案のとおり可と決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ということで、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法3条の許可申請は農地を農地として、所有権移転をしようとする許可申請でございます。3条許可については農業委員会会長名での許可になります。

議案書9ページをご覧ください。受付番号17番、18番は売買による所有権移転案件でございます。

受付番号17番、土地の所在は一方井第2地割及び第4地割地内の畑2筆、合計面積4,849平方メートルを記載の者が売買により所有権移転をしようとするものでございます。

番号18番、土地の所在は一方井第1地割から第4地割地内の田3筆、面積6,246平方メートルと畑2筆、面積12,146平方メートルを記載の者が売買により所有権移転をしようとするものでございます。

なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

清藤推進委員 現地調査の結果を推進委員の私清藤から報告いたします。本日午前9時から事務局と2番乙茂内丈久委員、道ノ下喜代志推進委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号17番、農地の売買について報告いたします。

農地の所在地区は中田地区で、●●から北へ400メートルほど先の道路の左側の農地と、そこから北東へ300メートルほど先の山の中にある農地でした。

現地を確認いたしましたところ、どちらも農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題がなく、労働力も確保され、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。

受付番号18番、農地の売買について報告いたします。

農地の所在地区は黒石地区で、●●から北へ400メートルほど先の農地と、そこからさらに北へ1キロメートルほど先の●●付近にある農地でした。ほかに、中田地区の●●からみて、北に向かって250メートルほど先の道路の脇にある農地と、●●からみて西に向かって200メートルほど先の道路脇にある農地でした。現地を確認いたしましたところ、まったく法的に問題がなく、遵守されていると確認いたしました。以上、報告を終わります。

議 長 ただいま清藤推進委員から2件の調査報告をいただきましたが、皆さんの方から

質疑を受けたいと思います。

9 番 幅 委 員 この方は●●県に在住ですが、まだほかに農地がありますか。

事 務 局 ありません。将来岩手町へは帰らないということで、売買になったようです。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ということで、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の許可申請は農地を農地以外の用途にし、かつ利用者が変わる許可申請でございます。

受付番号5番、6番は使用貸借権設定の案件でございます。農地法第4条許可同様県知事許可で、町の農業委員会は県知事に届ける前の事前審査を行う形になっております。

受付番号9番は使用貸借権設定の案件でございます。

土地の所在は川口第51地割地内の登記地目畑2筆、宅地1筆の3筆、合計面積277メートルを居宅建設のため、親子間で永久転用しようとするものです。

なお、議案第3号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

清藤推進委員 現地調査の結果を推進委員の私清藤から報告いたします。受付番号9番について、報告いたします。地区は川口野原地区で、●●の東側の隣の国道に面した農地でし

た。現地を確認しましたところ、畑として使用されており、現在の土地の利用状況及び、農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきましたが、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ということで、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第4号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号について、ご説明いたします。

農地法の適用外証明は農地として20年以上使用しておらず、かつ、その土地を農地として復旧することが困難であると認められる土地に対して、農地ではないという証明をするものでございます。地目が畑や田であった土地を農地以外に地目変更登記をする際に必要になる手続きでございます。

番号10番、土地の所在は葉木田第1地割地内の畑1筆、面積688平方メートルの土地であります。昭和50年から耕作されていない農地であります。

番号11番、土地の所在は川口第28地割地内の畑5筆、合計面積1,056平方メートルの土地であります。昭和50年及び平成6年から労力不足のため耕作していない農地であります。

番号12番、土地の所在は五日市第7地割の畑4筆、合計面積4,368平方メートルの土地であります。平成5年より労力不足により耕作していない土地であります。

なお、議案第4号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

道ノ下推進委員 現地調査の結果を、推進委員の私道ノ下から報告いたします。

本日午前9時から事務局と2番乙茂内丈久委員、清藤隆夫推進委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号10番の件について、報告いたします。

地区は葉木田地区で、●●のすぐ南側にある土地でした。現地を確認しましたが、道路沿いの細長い形をした土地で原野化しており、周囲も山林のため農地として利用できるような状態ではないので、仕方がないと判断いたしました。

引き続きまして、受付番号11番の件について、報告いたします。地区は南山形の太布地区で、橋周辺に点在する土地でした。現地を確認しましたが、1つ目の畑は小屋の敷地や通路として利用され、2つ目の畑も小屋の敷地として利用され、4つ目の畑は一部が通路、ほかは原野化し、3つ目や5つ目の畑は原野化しており、周囲も山林のため農地として利用できるような状態ではなく、いずれの土地も復旧は困難なのではないかと判断いたしました。

続きまして、受付番号12番の件について、報告いたします。地区は上五日市地区で●●からみて西側の隣りにある土地でした。現地を確認しましたが、4つ目の畑は原野化し、残りの土地も砂利碎石が含まれた土地で長年経過した様子であり、農地として利用できるような状態ではなく、いずれの土地も復旧は困難なので仕方がないと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま3件の現地調査の報告を報告いただきましたが、この件について皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、可と決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ということで、可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてと、議案第6号の農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、は関連がございますので一括議題として審議を進めたいと思います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号と議案第6号を一括してご説明いたします。議案書25ページの番号10番から番号12番の3名の方が農業公社に対して畑を貸付し、農業公社はその3名か

ら借りた農地を、議案書28ページ記載の農事組合法人に記載の金額により貸付しようとするものでございます。

以上、議案第5号、6号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局の説明をいただきましたが、この件について皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

1 番佐々木委員 借賃が記入してありますが、これは年間の金額ですか。

事 務 局 そうです。その土地に対する1年間の金額がそのくらいで、下方がトータルの金額になります。

1 番佐々木委員 この金額の設定の仕方はどのようになりますか。

事 務 局 当事者同士で決めます。

9 番 幅 委 員 借り受の法人の方は野菜をやっているのですか。

事 務 局 はい、そうです。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてと、議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、ご異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ということで、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第7号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出について、意見の決定を求める、の件でございます。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。

農振地域という言葉聞いた事があるかと思いますが、農振地域内には、特にも農業を行う土地を農用地として定めております。議案第7号の案件は、農用地を農業用施設用地に利用区分を変更して居宅を建設しようとするもので、農業委員会が町長に対して可否の意見を伝えるものです。

議案書の31ページをごらんください。農家住宅建設のため変更申し出をしようとするものでございます。

以上、議案第7号にかかる事務局説明を終わります。

議長 ただいま事務局の説明をいただきましたが、この件について質疑を受けたいと思います。

9番幅委員 1階の面積より2階の面積の方が多いようですが、間違いではありませんか。

事務局 玄関部分が引込み、引込んだその上にベランダが設置されているため、その2階の面積分が広がっているものでございます。

議長 あとございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第7号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、原案のとおり可とする方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手ということで、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 本日は、農地利用最適化推進委員の方々も2回目の総会ということで皆さんから出席いただき、私どもの総会の状況をきちっとご理解していただきながら、また現場をみる最適化推進委員の皆さんとより整合性を高めて、遊休農地の解消や耕作放棄地の解消と一緒に努めて参りたいと思いますので、改めてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第2回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時11分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

1番 印

2番 印